

三木市ヤード条例

(三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例)

ヤード内の自動車部品等から油が流出したり、不正に取得された自動車等やその部品がヤード内に保管される事案などが発生しています。

このため三木市では、市民の生活環境を保全し、安全安心な生活の確保を目的としてヤード条例を制定しました（平成28年7月1日施行）。

ヤードの運営者は関係法令の他、本条例についても遵守する必要があります。また、ヤードの設置者や土地の提供者もご協力をお願いします。

- ◆三木市ヤード条例の施行日は、平成28年7月1日です。
- ◆すでに事業を行っているヤードについても、条例の対象となります。
- ◆条例の対象となる「ヤード」は、自動二輪車、建設機械、発電機及び船外機並びにエンジンやプロペラ・シャフト、アクスルなどの自動車部品の保管又は分離を行う施設です。周囲の一部に塀や壁、コンテナなどがあれば規制の対象です。

三 木 市

ヤードとは（条例 第2条）（規則 第3条～4条）

この条例の対象となる「ヤード」は、一度使用された自動二輪車、建設機械、発電機及び船外機やエンジンやプロペラ・シャフト、アクスルなどの特定自動車部品の保管又は分離を行う施設です。

留意点

- 周囲の一部にでも塀、垣、柵、壁、コンテナ類の工作物、樹木などがあれば規制の対象です。
- 業として行っている場合は、面積にかかわらず全てが規制の対象となります。しかし、業として行っていない場合は、300㎡未満は適用除外となります。
- ハーフカット車の保管についてもこの条例の対象となります。
- この条例は、道路運送車両法の認証を受けた自動車分解整備事業者には、原則として適用されません。

届出義務（条例 第3条）（規則 第5条～7条）

ヤード内で自動二輪車や建設機械などの特定車両等や特定自動車部品の保管又は分離をする場合は、三木市環境保全条例に基づく事前協議終了後に、市長に届出をしなければなりません。

留意点

- この義務は、使用済自動車再資源化法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されません。
- 届出書の提出部数は2部です。内容は、ヤードの所在地や規模、設備などの概要、油の地下浸透等の防止措置の内容などです。また、添付書類として、ヤードの平面図や使用権限を証する書類などです。
- 届出後に変更があった場合や、休止したり廃止したりした場合などにも、市長にその旨を届け出なければなりません。
- 届出をした者は、ヤードごとに標識を掲げなければなりません。

油の地下浸透等の防止（条例 第4条）（規則 第8条）

特定車両等や特定自動車部品に用いられる油がヤードにおいて地下に浸透しないように、床面を鉄筋コンクリートなどで作らなければなりません。また、油が雨水等によりヤードから流出しないように屋根、覆いなどを備えなければなりません。

この条例の施行の際、既にヤード内で特定車両等や特定自動車部品の保管又は分離を行っている者は、平成28年9月30日までにこれらの措置を講じなければなりません。

留意点

- この義務は、使用済自動車再資源化法の解体業の許可を受けている者には、原則として適用されませんが、同法に基づく義務を履行する必要があります。

原動機等の取引時の義務（条例 第5条～6条）（規則 第9条）

原動機等を受け取ろうとする際には、相手方の取引担当者の氏名、住所などを確認しなければなりません。

原動機等を受け取ろうとする際に、そのエンジンなどが盗難品などの疑いがあった場合は、直ちに警察に申告しなければならない。

取引の記録を作成し、3年間保存しなければならない。

留意点

- これらの義務は、古物営業法の営業許可を受けている古物商や兵庫県の金属くず営業条例の営業許可を受けている金属くず商には各法令と重複する部分については適用されませんが、各法令等に基づき義務を履行する必要があります。
- 取引担当者の確認、原動機等の取引記録は規則で定める方法によらなければなりません。

土地の所有者・ヤードの設置者へのお願い

土地やヤードを貸す又は売の場合は、不法ヤードとして使用されるおそれがないか、十分に確認してください。

万一、貸している土地やヤードが不法ヤードとして使用されていると思われるときは、関係機関に通報してください。

立入検査（条例 第12条）（規則 第15条）

事業場、事務所及び施設に立ち入り、帳簿や施設の検査や質問をします。この条例の義務に違反した場合は懲役や罰金が科せられます。

留意点

- 立入検査の際には、警察官が同行することがあります。

問い合わせ先

三木市 市民生活部 環境政策課
生活環境係

電話0794-82-2000（代表）

(参考資料)

特定自動車部品

(1)原動機

(2)動力伝達装置

クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デファレンシャル

(3)走行装置

フロント・アクスル、前輪独立懸架装置、リア・アクスル、シャフト

※ただし、自動車や自動車リサイクル法に基づき有用なものを回収し残った車体についているものは対象外

特定車両等

(1)自動二輪車は250cc超のものでナンバープレートの無いもの

(2)建設機械は大型特殊自動車でカタピラを有するもの

(3)発電機は可搬型のもので出力が10キロワット以上のもの

(4)船外機は船舶から取り外された状態のものが対象となります。

事業開始前～実施

(1)三木市環境保全条例に基づく事前協議

- ・協議申請書の提出
- ・各担当課から責務事項の通知
- ・責務事項に対する回答
- ・各担当課が確認
- ・事前協議の終了通知

(2)必要な工事（油流出防止策等）

(3)ヤード条例に基づく届出

(4)立入検査（原則、毎年）